


所管部課		総務部 文書課	部長	広沢 光政		
件名		附属機関等会議録等の市政情報コーナーへの一括配置について				
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市情報公開条例、東大和市情報公開条例施行規則 東大和市附属機関等の会議の公開に関する規則 東大和市市政情報コーナーの管理及び運営に関する要綱				
	部課機関					
1. 要 旨						
(1) 趣旨 東大和市情報公開条例第27条における「情報公開の総合的な推進」の取組として、附属機関等（附属機関又はこれに類する会議体）の会議録及び会議資料（以下「会議録等」という。）を一括して市政情報コーナーへ配置する。						
(2) 配置するもの 市の執行機関が設置する附属機関等の会議録等（現在の附属機関等は別紙一覧のとおり）。今後新たに設置する附属機関等についても同様に取り扱う。						
(3) 配置開始時期及び配置期間 平成29年3月1日（水）から、平成28年度に開催した作成済み会議録等を配置する。その後は、作成の都度主管課から送付を受けて順次配置する。配置期間は、配置から概ね1年間とする。						
(4) 庁内への周知 附属機関等主管課長に対する会議録等の送付依頼を行う。 また、会議の公開、会議録の作成等について全管理者に対する周知を図り、グループウェアの共有情報に掲載する。						
(4) 情報提供及び広報 議会、報道機関への情報提供並びに市報3月1日号及びホームページで広報する。						
(5) 影響及び効果 市政情報をより一層提供することができ、開かれた市政運営に資する。						
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 平成28年5月 附属機関等の会議の公開状況及び会議録の作成状況等について庁内各課に調査						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 12月28日市長決裁済みであり、本報告後に庁内周知を行う。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。